

介護保険サービス事業者 様

長野市長 荻原健司
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)
(保健福祉部地域包括ケア推進課担当)

令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和8年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月13日付け老発0313第6厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

下記リンクより、様式をダウンロードし、作成してください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005887.html>

- ① 「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和8年度）」（別紙様式2-1）
 - ② 「処遇改善加算 個票」（別紙様式2-2 個票4、5月分）
 - ③ 「処遇改善加算 個票」（別紙様式2-3 個票6月以降）
- ※①～③は一体様式です
- ④ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「届出書」という）
（サービス種類に応じ、別紙2、別紙3-2、別紙50のいずれか）

2 提出期限

令和8年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び届出書を併せて提出してください。

	計画書提出期限	届出書提出期限
● <u>従前サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年4月15日(水)	令和8年4月15日(水)
● <u>従前サービスと新規サービス</u> を併せて運営している法人		
● <u>新規サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年6月15日(月)	令和8年6月15日(月)

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

（以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス（（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導）を除く）

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護
 予防支援をいう。)

○令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業
 所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日(水)です。

○計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。届出書は、下記早見表の「届出書の提出必
 要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

早見表

処遇改善加算を算定する期間及 び算定する処遇改善加算の区分			届出書の提出必要有無	
～3月	4～5月	6月～	4月	6月
I	I	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
II	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III		×	×	
IV	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
		III	○	×
	IV	IV	×	×

3 提出方法

「電子申請・届出システム」または紙媒体（窓口、郵送）による提出をお願いいたします。

※ 電子メール、ながの電子申請サービスは提出不可

○「電子申請・届出システム」による提出の場合

以下リンクにアクセスし、GビズID等を入力してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 詳細は別紙「電子申請・届出システムによる届出の仕方」を参照

○紙媒体の場合

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第二庁舎1階

高齢者活躍支援課介護施設担当

地域包括ケア推進課企画・管理担当（居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の場合）

**※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を有する介護サービス事業者等について、
処遇改善計画書を法人単位で一括して作成する場合は、居宅介護支援事業所、
介護予防支援事業所の所管課である地域包括ケア推進課企画管理担当
（長野市役所 第二庁舎1階）と、高齢者活躍支援課介護施設担当に上記1を
各1部ずつ提出してください。**

4 留意事項

計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へそれぞれ提出することとなります。

5 その他

令和8年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

（問い合わせ先）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

地域包括ケア推進課企画・管理担当

TEL：026-224-7935 FAX：026-224-8574